



2023年5月12日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	京 都 銀 行
代 表 者 名	取 締 役 頭 取	土 井 伸 宏
(コード番号	8 3 6 9 東証プライム)	
問 合 せ 先	執 行 役 員 経 営 企 画 部 長	本 政 悦 治
T E L	(0 7 5) 3 6 1 - 2 2 7 5	

株主提案に対する当行取締役会意見に関するお知らせ

当行は、当行株主の代理人である Silchester International Investors LLP より、2023年6月開催予定の第120期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当行取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

Northern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trust

2. 提案内容

(1) 議題

- ① 剰余金の配当（特別配当）の件
- ② 自己株式取得の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当行取締役会の意見

(1) ①剰余金の配当（特別配当）の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当行が中長期にわたり持続的に企業価値を向上していくためには、「成長投資」、「健全性の確保」、「株主還元の実現」をバランスよく実現することが重要であるとかねてから考えております。特に地域金融機関として、地域企業への積極的な創業・成長支援という「成長投資」と、企業の経営環境が急激に悪化し、長期化した場合であっても企業の資金繰りを支え続けるための「健全性の確保」を実現した上で、機動的かつ弾力的に高い水準での「株主還元の実現」を実現することが求められているものと考えております。

当行は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、株主還元の実現を進めてまいりました。2022年3月期は、2021年12月に公表した「総還元性向50%を目安とする」方針に基づき、年間配当1株当たり100円に加え、25億円の自己株式取得を行った結果、総還元性向は49%となりました。2023年3月期は、年間配当1株当たり140円（予定）に加えて、50億円の自己株式取得を行っており、総還元性向は57%（予定）となります。

地域金融機関を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、当行は企業価値向上に向け様々な施策を講じてまいりました。具体的には、2017年に京銀証券設立、2018年に信託業務へ銀行本体参入開始、2020年に人材紹介業務開始などにより、課題解決機能を拡充するなど、事業領域を拡充しております。また、デジタル投資や店舗ネットワークを適宜見直すことで、効率的かつ強力な営業体制を構築いたしました。

2023年3月27日に公表した中期経営計画（2023年度～2025年度）においては、株主資本ベースROE6%（純資産ベースROE3%）、自己資本比率11%台という目標を掲げ、その実現のために、株主還元方針を従来の「総還元性向50%を目安とする」から「総還元性向50%以上」に引き上げ、総還元性向50%をコミットしつつ弾力的に株主還元を実施していく方針といたしました。また、株主総会における承認および必要な関係当局の認可等が得られることを前提に、2023年10月2日（予定）を効力発生日として、持株会社体制への移行の準備を進めております。総合ソリューション企業としてグループ各社の力を集結し収益力拡大を実現することで、計画初年度の2024年3月期の年間配当は前年度（2023年3月期）の1株当たり140円（予定）から160円への増額を予定すると共に、中長期的な経営戦略および資本政策を踏まえて、適正な金額及び株数の機動的な自己株式取得を適宜、取締役会にて検討していく方針であります。

当行では、中長期的な視点に立脚した当行の株主還元方針に基づく還元施策が最適であると考えております。また、株主還元の基準については、当行の事業戦略に着目して投資している株主のみなさまへの利益配分と位置付けるべきであり、保有株式に関して受け取る配当だけでなく、各年度の事業活動の結果生じた「親会社株主に帰属する当期純利益」を基準に決定するべきと考えております。

会社提案の配当及び2023年3月期中に実施した自己株式取得に加え、本株主提案（①剰余金の配当（特別配当）および②自己株式取得）の株主還元を実施した場合、内部留保をせず利益の全てを株主還元することとなりますが、地域金融機関である当行の特徴が考慮されていない短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがいまして、当行取締役会としては、本議案に反対いたします。

(2) ②自己株式取得の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

「①剰余金の配当（特別配当）の件」と同じ。

以 上

【別紙】本株主提案の内容

※提案者から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 株主総会の目的たる事項

議題：剰余金の配当（特別配当）の件

第2 議案の要領

1. 第1議案の要領

(1) 議題：剰余金の配当（特別配当）の件

特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第120期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり **62円**を配当する。本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2023年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

第120期定時株主総会の開催日の翌日。

エ 配当金支払開始日

2023年7月19日

2. 第1議案提案の理由

(1) 議題：剰余金の配当（特別配当）の件

当社は、現時点において、2023年3月期に関し、1株につき **140円**の普通配当を行うとの予想を公表しており、また、現時点において、連結レベルでの1株当たり当期純利益は **333円**であるとの予想を公表しております。これらの予想に基づいて、Silchester International Investors LLP（以下「シルチェスター」といいます。）は、1株につき **62円**の特別配当を行うことを株主に承認いただけますよう提案いたします。

以下の理由により、特別配当について提案いたします。

・当社は、現時点で、2023年3月期に関して約250億円の純利益を予想しています。また、当社は、2.6%のROEを予想しています。さらに、当社は、2023年3月期において保有株式に関わる配当金約150億円を受け取ることを予想しています。

・シルチェスターは、保有株式に関わり当社が受け取る年間配当の100%に相当する金額に加え、コアの融資事業からの純利益の50%を分配するべきだと考えます。こうした方法は、当会

社がコアの融資・銀行業務から発生する利益の 50%を保持しながら、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分なゆとりを持つことを可能にします。

特別配当の実施は、当会社及びその将来の事業の見通しに悪影響を与えるものではありません。特別配当の実施は、当会社が、様々な技術の変化に備え、支払能力要件を満たし、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行する上で必要な能力を損ねるものでもありません。

3. 第1議案提案の理由の概要

当会社は、配当方針として当会社の純利益のうち、当会社のコア事業に直接関連しないもの(具体的には当会社が保有株式に関し受け取る配当金)の 100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の 50%に相当する金額を株主に分配すべきです。当該方針を採用した場合、当会社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の 50%を保持することができます。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能です。

今回提案する特別配当の実施は、当会社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当会社が、様々な技術の変化に備え、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行する上で必要な能力を損ねるものでもありません。

4. 第2議案の要領

(2) 議題：自己株式取得の件

会社法第 156 条第 1 項の規定に従い、2024 年 3 月 31 日までに、当会社は総数 760,000 株を上限とする普通株式について、取得価額の総額の上限を 50 億円とし、(もしくは、会社法で許可される取得価額の総額(会社法第 461 条に規定される「分配可能額」)が、取得価額の総額の上限を下回る場合、会社法により最大限許可される取得価額を総額とし)金銭により取得すること。

5. 第2議案提案の理由

(2) 議題：自己株式取得の件

当会社は、2023 年 3 月期に関し、2.6%の ROE を予想しています。2023 年 3 月 27 日付で、当会社は中期経営計画における ROE の目標を変更しました。当会社は、2026 年 3 月期までに、コアの銀行事業からの ROE を 3% (「コアの」銀行事業からの ROE には保有株式に関わる配当金は含まれません) とすることを目標としています。これは、当会社の ROE が引き続き希薄化を引き起こし、株主に負の影響を及ぼすことを意味します。当会社は最近配当と自己株式取得を実施したものの、取締役会は当会社が純利益の一部を留保していることについて正当な根拠を示していません。当会社の ROE は、自己株式取得の規模を拡大させることにより改善されるでしょう。

当会社が、本議案の承認に基づき自己株式取得を実施したとしても、自己株式取得は当会社及

びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当社が、様々な技術の変化に備え、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行するための能力を損ねるものでもありません。

6. 第2議案提案の理由の概要

当社のコアの銀行事業からのROEが少なくとも10%に達するまでは、当社は利益の更なる留保をするべきではありません。また、当社は、東京証券取引所のガイドラインで設定されている株価純資産倍率1.0倍の達成に向けた合理的な計画を発表すべきです。

今回提案する自己株式取得は、当社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当社が、様々な技術の変化に備え、顧客にサービスを提供し、京都府のステークホルダーに対する義務を遂行するための能力を損ねるものでもありません。

第3 シルチェスターについて

シルチェスターは、英国を拠点とする資産運用会社です。シルチェスターは、「ボトム・アップ」方式の、価値に応じた投資アプローチを用いて、米国以外の国で上場されている株式に対して顧客資金を投資しております。シルチェスターは、「長期的な」資産運用のみを行っており、空売り、デリバティブの利用又は転換型金融商品への投資は行いません。シルチェスターは、その純資産、株価収益率又は配当利回りに比して株価が比較的安価に評価されている発行会社に投資を行うように努めています。シルチェスターは、1995年以来日本の株式市場での投資を行っております。2023年3月31日現在、シルチェスターが日本の株式市場に上場している企業への投資を通じ運用を行っている顧客資産は、1兆8億円超です。

シルチェスターは、複数の大規模な合同運用ファンドの資産運用会社に選任されております。Silchester International Investors International Value Equity Trustは、これらの合同運用ファンドのうちの一つです。Northern Trust Companyは、当該ファンドのカストディアンを務めており、当該ファンドの持分をNorthern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trustという名称のノミニー勘定で保有しています。Northern Trust Companyは、シルチェスターに対し、資産運用会社として本提案を行う権限を付与する委任状を発行しておりますが、それ以外の点では本提案に関与しておりません。

シルチェスターは、「アクティビスト」投資家ではありません。シルチェスターは、顧客の資産に対する受託者であり、コーポレート・ガバナンスに関する自らの義務を重く受け止めております。シルチェスターは、適切と考える場合にはポートフォリオに含まれる会社と協議を行います。シルチェスターが当社の株式に最初に投資を行ったのは2006年9月のことです。シルチェスターは、当社の業績及び資本配分について、当社の取締役会及び経営陣と定期的に協議を行ってきており、これらの点をどのようにして改善すべきかについて、当社に対して数多くの提案を行って参りました。

2023年4月25日現在、シルチェスターは、当社の発行済株式の7.8%を保有しており、これらに

ついて議決権を行使することができます。Silchester International Investors International Value Equity Trustは、当会社の発行済株式の3.7%超を6か月前から引き続き保有しております。シルチェスターの全ての顧客の保有分を合算すると、当会社の筆頭株主となります。

以上